

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理に関する
関係団体等の意見

(意見募集期間：平成20年10月9日～11月10日)

1. 日本弁護士連合会
2. 日本音楽作家団体協議会
3. 社団法人 日本文藝家協会
4. 日本盲人会連合
5. デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
6. 社団法人 日本レコード協会
7. 社団法人 日本書籍出版協会
8. 社団法人 日本映像ソフト協会
9. 無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会 (M I A U)
10. 日本美術家連盟
11. 日本放送協会
12. 障害者放送協会
13. 日本弁理士会
14. 日本商品化権協会
15. 社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会
16. 社団法人 日本図書館協会
17. 社団法人 日本印刷産業連合会
18. 社団法人 電子情報技術産業委員会
19. 協同組合 日本シナリオ作家協会
20. 社団法人 日本音楽著作権協会
21. NPO法人 ソフトウェア技術者連盟
22. 日本著作者団体協議会
23. I F P I (国際レコード産業連盟)・R I A A (アメリカレコード協会)

1. 日本弁護士連合会

意見の趣旨

「保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、「第3章第3節8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考える。」(99頁)とされたことに賛成の意を表する。

意見の理由

当連合会は、既に2006年12月22日付け意見書をもって文化庁に対して、著作物等の保護期間延長には反対する、審議は利用者の意見も踏まえて慎重に進められたい旨の意見書を提出しているところである。

今回、文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」が中間整理したところによれば、この問題につき慎重、かつ a)保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係、b)文化の発展への寄与、ビジネス等への影響、c)創作者の創作意図への影響、d)今後の情報流通の見通し、の多角的視点から適切な審議が進められたものと思料される。

中間整理の第4章に「議論の整理と今後の方向性」とし保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、文化の発展への影響に関する各論点の関係で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考えるとされたことは、意見の趣旨で述べたとおり、適切な方針であると考え賛成を表する。

さらに、今後の審議も、ことは、わが国の文化の発展、新たな創作のサイクルにかかる重要な問題として、引き続き延長に反対する見解とその論拠にも十分耳を傾けつつ、単なる海外立法への追随ではなく、音楽等の利用者等の意見も十分に聞き、本当の創作者の利益は何か、創作者の利益に本当になるのか、文化の源泉である創作のサイクルを長くすることが新たな創造にいかなる影響を及ぼすのか等、可能な限り実証的データ等に基づく検討と検証を十分に尽くした上で、慎重の上にも慎重に進められることを強く要請する。

2. 日本音楽作家団体協議会

1 第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」2「国際的な制度調和の観点」について

(1) 主旨

デジタル化・ネットワーク化が進んだ現状を踏まえれば、著作権保護の骨格の一つである保護期間は、ベルヌ条約における最低限「死後50年」ではなく、我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等の「死後70年」に合わせるべきです。

(2) 理由

情報が瞬時に国境を越えて流通するネット時代においては、文化・産業の両面で交流が密な諸外国と著作権保護の枠組みの主要な部分を調和させることが、権利の実効性を適切に確保する上で、これまで以上に重要になります。

例えば、欧米諸国等を本国とする著作物について、当該国では著作権が存続しているのに日本では消滅している場合が生じており、そうした作品が日本でアップロードされ当該国等でダウンロードされると、当該国等における著作権管理に悪影響を及ぼすこととなります。

また、創作活動の舞台がボーダレス化し、国際的な共同創作も今後ますます増加するものと思われませんが、著作者の国籍ではなく著作物の本国（第一発行地）を基準としていわゆる相互主義（ベルヌ条約7条(8)項ただし書）が適用されることから、我が国で著作物を第一発行すると、欧米諸国等で第一発行する場合に比べ、保護期間の点で不利に働くこととなります。これは、創作活動の場としての我が国の魅力を減じる方向に作用すると考えます。

日本が国際社会において文化国家として信頼される地位を得るには、欧米諸国並みの保護水準を確保することは絶対に必要なことだと思います。

2 第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」4「創作意欲への影響の観点」について

(1) 主旨

保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々の創作者の創作意欲に好影響を与えると考えます。

(2) 理由

著作権制度が文化・芸術の振興・発展に果たしている役割は大きいものがあると思います。創作者が作った創作物の創造性を尊重し、その著作権に手厚い保護を与えるということは創作者にインセンティブを与えますし、その結果、多くの優れた芸術作品を多くの人たちが享受できるということになると思います。

著作権を保護することが著作物の円滑な利用や流通を妨げているという意見や、早く保護期間が終わってパブリックドメイン(PD)になって、ただで使えるほうが良いのではないかという意見もありますが、これは間違っています。

パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくための策のひとつとして保護期間についても考えるべきだと思います。

3 第3章「保護期間の在り方について」第4節「関連する課題」3「いわゆる「戦時加算」について」について

(1) 主旨

戦時加算は、本来的な問題の位置付けからすれば、保護期間延長の有無にかかわらず解消を目指すべきものですが、現実問題としては、保護期間延長のタイミングが解消を実現する数少ない好機であると考えます。

(2) 理由

我が国のコンテンツビジネスの市場規模は戦時中とは比較にならないほど拡大しており、連合国側の著作権者に対しては逸失利益をはるかに上回る利益が既に還元されたはずです。戦後60年以上が経過した現在、我が国に片務的に課せられた戦時加算をこれ以上存置すべき理由を見出すことはできません。戦時加算は、本来的な問題の位置付けからすれば、保護期間延長の有無にかかわらず解消を目指すべきものですが、これを制度的に解消する（平和条約を改正又は修正する）ことは容易ではありません。

しかし、平成19年6月の著作権協会国際連合（C I S A C）総会で「C I S A C加盟の戦時加算に係る各国の著作権団体が所属する会員に対し、日本の保護期間が延長される時期等を基準に、戦時加算の権利を行使しないよう要請する」決議を満場一致で採択されていることを考慮すると、保護期間延長のタイミングが戦時加算の実質的な解消を図る数少ない好機であると考えます。

保護期間延長の是非については、もとより戦時加算との関係ではなく、文化創造サイクルへの影響、国際的な制度調和等の観点から議論されるべきものですが、保護期間を延長することとした場合には、上記のC I S A C総会決議をよりどころとして、戦時加算の実質的な解消を実現し得る可能性があるといえます。

3. 社団法人 日本文藝家協会

●該当する項目名：第2章第4節

●意見

文芸家の職能団体の立場から意見を述べさせていただきます。

国会図書館でデジタル化された資料の利用で、国会図書館以外の図書館への閲覧提供については、以下の理由により著作者・出版社への補償制度なしには容認できないと考えております。

- ① 現在の出版状況は厳しく、少部数発行の本については、図書館購入を見越しての刷り部数になっている。現に日本文藝家協会編纂の著作物には1700部のものがあり、そのうち800部については図書館の購入となっている。これを国会図書館以外での閲覧を可能とすると地方図書館の購入はなくなり、出版部数は1000部を割ることとなり、出版社は採算がとれない。著作者は出版そのものを断念することとなります。
- ② 文筆家の生活を支えているのは、出版社であります。良書であれば少部数であっても出版し社会に送り出すことによって、多くの作家が生まれ育つ環境ができます。国会図書館以外での閲覧を可能にすることは、出版社そのものの経済基盤を侵すものであり、出版文化そのものの危機で、ひいては文筆家の生活の屋台骨を大きく揺るがすこととなります。

以上の理由に基づき世界のなかの日本文化の発展のためにも、国会図書館でデジタル化された資料の地方図書館での閲覧利用につきましては、著作者・出版社が存続できる制度を用意してから、新しいシステムに移行すべきと要望いたします。

●該当する項目名：第3章

●意見

社団法人日本文藝家協会は平成9年6月5日に文化庁に著作権の保護期間延長のため法改正を求める要望書を提出しました。その後、11年を経過いたしました。映画の著作物の保護期間が平成15年の法改正により公表後70年に延長された以外は全く進展がありません。

平成19年6月1日のCISAC総会では、戦後60年以上を経ても日

本に課せられている著作権上のきわめて不当な扱いである戦時加算については、「1. CISACは、加盟団体が会員に対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中及び死後70年までに延長される時期を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる」ということが可決されました。

先進国のほとんどの国で保護期間が70年という状況のなか、日本だけが50年ということでは戦時加算という不当な扱いもそのまま続くということになります。現在の著作権保護期間をめぐる世界的な傾向との整合性の確立なくしては、コンテンツの国際的な流通も共同制作も成立しません。日本文藝家協会はあらためて著作権の保護期間70年を要望いたします。

4. 日本盲人会連合

●該当する項目名：第1章

●意見

○保護期間の延長について

以前より要望してきたような、著作権法第37条で認められている事柄を十分に保証すること。

(1) 映像による著作物に視覚障害者のための音声解説の付与及びテロップ等文字が出た場合の音声化を行うこと。

(2) インターネットなどの通信・放送の場合にも音声解説及び文字の音声化を適用される事

上記2項目に対し、許諾等を経ず円滑に行えること、

また、聴覚障害者に対する文字放送や手話放送の付与、音声情報を必要とするLD(学習障害)者や高齢者などにも、利用対象の範囲を広げるなど、各方面に対する情報保障が諸外国並みに拡充され確実に保証される必要がある。

●該当する項目名：第2章 第4節

●意見

○アーカイブの円滑化について

国立国会図書館における制度面でのデジタル化や媒体変換のための複製、運用面でのデジタル化された資料の利用に関しての法律上の明確化は関係者間で協議が必要とされている。

次世代の土台としての法律上明確化ならば障害者関係の配慮を盛り込む必要があり、協議に障害者が参加する必要があると思う。

●該当する項目名：第5節

●意見

○保護期間の在り方に関連する事について

以前から利用面で生じている問題に対し、保護期間延長を機に公正な利用の確保をするべきとある。障害者福祉目的の権利制限に関しての検討内容が分かりにくいのでもう少し詳細に明記してほしい。

《全体について》

議論検討される事はもちろんだが、あまり知られていない、障害者が抱えている問題を、いろいろな方々に理解されるように議事録やまとめ、概要などにもっと詳細に明記していただきたい。

5. デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

●該当する項目名：第2章 第1節・第2節・第3節・第4節

●意見

【要旨】

「知的財産推進計画2007」は、「デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応でき」ていない等の我が国の問題点を克服し、今後、コンテンツ産業の国際競争力を強化するためには、「新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整える」必要があるという問題意識から、世界の「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度を2年以内に整備する」と宣言した(89頁)。同計画に引き続き、「知的財産推進計画2008」も、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備」と表明した(11頁)。このように、デジタルコンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、政府の方針として、時代に先んじた最先端の法制度による解決策を早急に、かつ真摯に検討する必要がある。

本中間整理は、第2章「過去の著作物の利用の円滑化方策」の中で、過去の著作物の利用の円滑化方策として、多数権利者が関わる場合(第2節)、権利者不明の場合(第3節)及びアーカイブの場合(第4節)を採り上げている。しかしながら、本中間整理における検討は、それぞれ、本中間整理自体が肯定的な評価を行っている立法案(一定要件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設けるといったもの)を具体的に検討することなく、早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至り(第2節)、現行裁定制度等について指摘されている限界・問題点が当てはまり抜本的な解決策とはならない案のみを合理的な理由もなく検討し(第3節)、立法事実の認識を誤るなど(各節)、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備のための検討として不十分且つ不適切なものである。

本中間整理自体が肯定的な評価を行っている当該立法案は、上記各場合における過去の著作物の利用の円滑化に資し、裁定制度について指摘されている限界・問題点もあてはまらない、世界最先端の法制度となり得るものであることから、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(以下「過去著作物等小委員会」という)としては、かかる立法提案を、その一つであると評価できる当フォーラムの提案する『ネット法』構想をも含めて、早急に、かつ真摯に検討するよう切望する次第である。

【本文】

1. 第2節「多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について」に関する意見

本中間整理は、本節のまとめにおいて、「実演の利用形態は非常に多様であるため、明確に効果があると考えられる対応策を直ちに見いだすことは困難である」ことから、まずはコンテンツ流通の関係者による（民間レベルでの）積極的な取り組みが望ましく、必要に応じて実演の利用円滑化方策に関して検討を行うべきであるとし、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている（17－18頁）。

そこで、本節のまとめに至るまでの検討を見ると、多数権利者が関わる実演の利用円滑化のための立法論として複数の方策を取りあげ、そのうちの殆どについては、実効性に乏しいとか、海外における同様の規定に照らす等して、さらなる検討が必要であるといった否定的な見解を述べている（15－16頁）。

これに対して、「二次利用を拒む実演家のごく一部で合った場合に、一定要件の下で、実演の二次利用に同意したものと推定したり、実演の二次利用に反対することができないとしたりするような規定を設ける」という立法論については、一定の「条件の組み合わせによって、実演の二次利用に反対することができないこととするような何らかの方策を検討することの意義は否定できない」（15頁）と、その効果について肯定的な評価を行っている。¹

このように、本中間整理自体が、その効果について肯定的な評価を行っている対応策が明確に存在しているにもかかわらず、それを（意図的にか）具体的に検討することなく、早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至ること自体矛盾していると言わざるを得ない。そのため、本中間整理の検討経緯を前提とすれば、過去著作物小委員会としては、一定要件の下で、権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法を、かかる立法提案の一つであると評価できる当フォーラムの提案する『ネット法』構想を含めて、早急に検討すべきである。

また、上記のように、本節は、民間レベルでの取り組みをまずは進めるべき

¹ 実演家の同意を推定するという法律構成については、本中間整理は、「少なくとも全ての番組が当然に二次利用されるような実態にならない限り、そのような推定は困難ではないか」としているが（15頁）、なぜ、全ての番組が当然に二次利用されるような実態にならない限り、同意の推定が認めることが困難であるのか、論理が飛躍しているといわざるを得ない。また、上記の立法論において同意を推定するという法律構成を採らなければならない理由は、本中間整理の記述自体からも見受けられない。そのため、当該立法論に関しては、本中間整理の記載を前提としても、他に本中間整理で記載されている立法論とは異なり、特設の課題は存在しない者と考えられる。なお、かかる立法論において、「ごく一部の実演家許諾が得られない状況」という限定を付さなければならない必然性はないものと考えられる。

と結論づけているが、第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」においては、民間レベルでの取り組みは、既に過去に製作されてしまっているコンテンツに対する効果が限定的であることや、法的な裏付けがないことから、最終的な法的リスクが残ることによって、利用がためらわれるおそれがあることが明確に指摘されている（22-23、25頁）。このような民間レベルでの取り組みに関する限界は、対象となるコンテンツに係る著作権契約上の問題が権利者不明の場合に限られるものではないことから、過去著作物等小委員会としては、かかる観点からも、上記立法案の検討を、早急に行うべきである。

なお、本中間整理は、本節において、特に多数の権利者が関与していることを理由に、映像コンテンツの中の実演を検討の中心に据えて課題の整理を行っている（10頁以下）。しかし、コンテンツの製作に多数権利者が関与する場合は、映像コンテンツの実演に限ったものではないのであるから、音楽のコンテンツ等も含めて幅広く検討を行うべきである。

2. 第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」に関する意見

本中間整理は、本節において、権利者不明の場合の権利処理を取り上げて、民間レベルにおける取り組みと現行の裁定制度の限界及び問題点を指摘している（20-24頁）。そして、裁定制度の運用改善については限界や困難な問題点が存在することを指摘し（26-28頁）、続けて新たな制度による対応の可能性として、2つの案を検討している（28-31頁）。

しかしながら、本節では、新たな制度として検討した両案に対して、意見等の指摘をするに留まっており、具体的に立法すべき制度については何ら結論を出せていない。「知的財産推進計画2008」が最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備を1年以内に求めていることに鑑みると、悠長であると言わざるを得ない。

また、そもそも、新たな制度としては、他にも様々な制度が考え得るところであるにも関わらず、なぜこれらの案（のみ）が検討の対象に挙げられているのかについて合理的な理由がない。

すなわち、本節では、現行裁定制度について、「著作者調査の『相当な努力』に多大な費用と時間がかかり、・・・経済的価値と裁定とに要する費用が見合わない場合には、手続きをどれだけ改善したとしても利用に限界がある」とか、一つのコンテンツに「多くの著作物が含まれている場合には、調査が特に困難であり、事実上、裁定制度の利用が困難である」といった問題点が指摘され（23頁）、現行裁定制度の運用改善についても、同様の限界・問題点が当てはまる

旨の指摘がなされている（26頁）。にもかかわらず、新たな制度として検討の対象となっている案は、いずれも、利用しようとする者が、権利者の検索について相当の努力を払うことを前提とした、裁定制度の延長線上にあるものであることからすれば、現行裁定制度等について指摘されている上記の限界・問題点が等しく当てはまり、その効果には疑問があり、抜本的な解決策とはならないと言わざるを得ない。また、これらの案は、海外で検討されている制度や民間での取り組みを参考とした裁定制度の延長線上にあるものに過ぎず、本中間整理においても紹介されている外国の法制度（24-25頁、32-35頁）を見れば明らかなように、「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備と評価できないものと言わざるを得ない。

これに対して、上記の第2節に関する意見で取りあげた、一定案件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法案については、例えば当フォーラムの提案する『ネット法』構想では、権利者の検索について相当の努力を払うという要件を設けていないことから、裁定制度やその延長線上にある案のような問題点は当てはまらない。また、このような立法案は、多数権利者が関わる場合のみならず、権利者不明の場合の利用の円滑化にも資するものである。さらに、それぞれの場合について別々の法制度を設けるよりお一つの法制度とした方が簡明である。そのため、過去著作物等小委員会としては、かかる立法案の検討を、多数権利者が関わる場合のみならず、権利者不明の場合の利用の円滑化のための新たな制度としても早急に行うべきである。

3. 第1節「検討の経緯等」、第2節「多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について」及び第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」に関する意見（問題設定の前提となる立法事実の誤認識について）

本中間整理は、各々の節において、過去に製作されたコンテンツの二次利用に当たって著作権等の処理が問題になるのは、権利者不明の場合が主であるとして、その検討の多くをかかる場合に割り、上述したように、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化については早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている。

すなわち、本中間整理は、まず第1節においては、著作権等管理団体に権利を委託している場合等は、二次利用の許諾を得ることについて特に問題が存在しないという、法制問題小委員会による平成19年度時点での整理を引用する

(5頁)。

次に、第2節においては、放送番組の二次利用に関して、平成16年6月に作成された「過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書」における、放送番組の二次利用が進まない背景としては、著作権契約以外の自由によって供給されない場合がほとんどであり、著作権契約の問題が占める割合はそれほど多くないとの指摘を紹介した(11頁)上で、「実務の現場では、実演の二次利用が拒否されるというより、引退等の理由により連絡先が不明となり、許諾を求めることができないという事例の方が多くようであり、むしろ不明者の方が問題となっているようである」(14頁)とし、二次利用の阻害原因について、「ワーキングチームにおいて調べた限りでは、利用の許諾が得られないことは少なく、その態様によって許諾が得られなかった場合でも、その理由については必ずしも不当な理由といえるものではないという状況であり、「利用を阻害しているのは、むしろビジネスモデルの問題や権利者不明の問題である」とまとめている(17頁)。

これを受けて、本中間整理は、第3節の冒頭において、「放送番組の二次利用のように多数権利者が関わる場合においても、実務上は、許諾が拒否されるというより連絡先の不明により許諾を求めることができない事例の方が多く、権利者不明の場合の方が問題となっていることが明らかになった」としている(19頁)。

しかし、そもそも、上記の通り「ワーキングチームにおいて調べた限りでは」と、本中間整理では、過去著作物等小委員会による調査が限定的であったことが示唆されている。そして、中間整理に添付されている過去著作物等小委員会実施の関係者ヒアリングの「ヒアリング者一覧」によれば、その対象者の大半が権利者サイドとなっていることは明白であり、そのようなヒアリングによっては、上記のように結論づけられないものと言わざるを得ない。

また、本中間整理においても、本小委員会の昨年10月の検討状況の整理においては、利用の円滑化のための課題や要望として、複数の権利者のうち一部の反対のみで全体が利用できなくなるような事態を避けることが要望されていた旨記載されている上(4頁)、過去著作物等小委員会と同じ著作権分科会に属する法制問題小委員会に提出・報告された(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について」では、権利者不明以外の場合であっても、(著作権等管理事業法に基づく一任型による集中管理がなされているコンテンツも含めて)二次利用について問題が存在することが明確に指摘されている(15及び18頁)。

このように、権利者不明の場合以外でも問題が存在することが明らかである

にも関わらず、権利者不明の場合に検討の多くを割き、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている本中間整理は、十分な資料・立法事実に基づいた検討を行っていないものと言わざるを得ない。そのため、過去著作物等小委員会としては、十分な資料・立法事実について様々な視点から客観的に立ち返った検証を行うべきである。

4. 第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」に関する意見

本節は、関係者からのヒアリングによれば、コンテンツ提供者が自ら行うアーカイブ活動を実施するに当たっては、著作権等の権利処理が大きな障害になっているとの実態は、特に指摘されなかったとしている（39頁）。

しかしながら、例えば、NHKが現在準備を進めているNHKオンデマンドについては、集中管理が進んでいない分野や契約ルールが確立されていない分野を中心に、権利処理が大きな負担となっていると、知財制度専門調査会第8回資料2「コンテンツの流通促進方策について」4頁において明確に指摘されており、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会においても、一部の権利者が反対するという問題は非常に深刻であり、権利者団体に所属していない実演家等から同意が得られるか分からず、『ネット法』構想のような法制度がない現状では権利処理作業が非常に難航している旨の発言も存するところである。

このことから明らかなように、過去著作物等小委員会における検討は、アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用という視点においても、立法事実の認識を誤っており、アーカイブ活動促進のための法制度整備のための検討として不十分なものであると言わざるを得ない。

そして、上記の第2節に関する意見で取り上げた、一定要件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法案（例えば当フォーラムの提案する『ネット法』構想）は、アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用にも資するものである。そのため、過去著作物等小委員会としては、かかる立法案の検討を、アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用のためのもthingとしても早急に行うべきである。

6. 社団法人 日本レコード協会

●該当する項目名：第2章第3節

●意見

権利者不明の場合の対応策については、民間レベルでの自助努力が損なわれることのないよう留意しつつ、最終手段としてのセーフティネットという位置付けの下に検討を進めるべきである。

具体的な制度設計に当たっては、権利者への影響や国際条約との整合性にも配慮しながら、一定機関への事前申告や使用料相当額の事前支払い等を義務付けることにより、制度の濫用防止や権利者の金銭的補償を担保する必要がある。

●該当する項目名：第3章第4節2

現行著作権法の下では、楽曲の著作権は「死後50年間」保護されるのに対し、レコードの著作隣接権は「発行後50年間」で保護が終了するとされており、レコードの保護が十分に図られていない。音楽産業は、楽曲創作・実演提供・原盤製作

によって支えられており、この三者の保護期間を同一レベルの水準で設定するのが合理的である。

具体的検討を進めるに当たっては、映画著作物の保護期間（公表後70年）及びレコード売上第一位のアメリカの例（発行後95年）を参照することが可能なほか、

近時の動向としては、本年7月に欧州委員会がレコード保護期間を「発行後50年」から「発行後95年」に変更する旨の提案を行ったことが注目される。

欧州委員会提案は、ネットワーク上の違法行為の蔓延によってレコード産業が大打撃を受けている状況などを背景に「著作者との保護格差の是正」「新人育成財源の確保」「旧譜のデジタル化促進」等の側面から検討されたものである。

レコードに係る著作隣接権は、類似する音を固定したレコードを新たに制作することには及ばないため、保護期間を延長しても、新たな創作・準創作行為に対する影響とはならない。また、商業用レコードの放送・有線放送における使用や初回発売から1年経過後の商業用レコードの貸与については、許諾権ではなく報酬請求権を付与することにより、保護と利用のバランスが図られている点にも留意する必要がある。

上述の点を考慮しながら、著作権の保護期間の在り方と並行して、著作隣接権の保護期間の在り方についても積極的に議論いただくことを要望する。

7. 社団法人 日本書籍出版協会

●該当する項目名：第2章第4節3

●意見

国会図書館における資料のデジタル化は有益なコンテンツの保存の観点から有効性を認めるものであり、その意味で保存のために行われるアーカイブ化に反対するものではありません。ただし、中間整理でも示されている通り、デジタル化された資料の利用のされ方によっては、著作権者および出版者の利益を不当に害することになる恐れがあると考えます。

館内での閲覧利用の場合、デジタル化された画像データであれば、同時に複数の利用者が利用することが可能になります。原本の代替物ということであれば、館内の閲覧利用であっても、同時アクセスの人数は制限すべきであると考えます。

館外利用の具体的な方法については、現在、関係者間での協議が行われていますが、この協議を行う上での大前提として「市場に流通し、一般に入手可能なものを館外に提供したり提示することはできないと考えるべきである」と明記していることは極めて妥当なことであると存じます。国会図書館においてデジタル化された資料の館外利用を可とするにしても、それは市場を補完し、市場で入手できないものに関して利用者の便宜を図ることが大前提にあり、商業出版と競合することは一切行わないとすべきであると考えます。

いったん市場で手に入らなくなったものであっても、出版社による復刊事業等により再び市場での入手が可能となることはしばしばあります。また、書店店頭にはなく出版社にも在庫がない、しかしほしい人がいれば提供する形態として昨今、いわゆる「オンデマンド出版」「電子媒体による提供・配信」に力を入れている出版社が増えてきており、数十年前に出版され一時期絶版となっていたものも、オンデマンド出版や電子データという形で手に入れることが可能になっています。こういった状況を十分に考慮して検討すべきであり、市場で再び入手可能となった時点で外部への提供は中止すべきものと考えます。

ご存知の通り予算が限られている公共図書館では、定価の高い学術系専門書はなかなか購入いただけないのが現状であり、ネットワークの発達で複数館間での書籍の貸し借りが容易になった昨今、益々その傾向は強まってきております。そのような状況下で、国会図書館がデジタルを使い他館への資料サービスをより充実させていけば、現在購入いただいている全国の数少ない読者が、購入もしていない地方公共図書館を利用することで、益々専門書が売れない状況を作り上げ、それこそ専門書出版社の死活問題に繋がることになりかねません。

●該当する項目名：第3章

●意見

出版社には権利者の立場と利用者の立場の両方があり、当協会としては、70年への延長、50年据え置き、どちらとも判断が困難な立場であります。

実際に著作権の保護期間として何年が適切かは、その時代における著作物の利用状況、著作権継承者が受ける利益の妥当性、保護期間を経過した著作物の利用によって国民が受ける公的利益の期待等を勘案し、各国の国情に照らして判断すべき問題であります。

ネットワーク化が進展し、国際的に著作物の相互利用が盛んとなっていく趨勢において、国際的なハーモナイゼーションが重要であります。現状では、条約が要求するよりはるかに長い保護を直ちに認める必要があるかどうかは、慎重に議論を行うべきであると考えます。

また、わが国は、世界でも少数の戦時加算の義務を負っており、通常保護期間より長い期間の保護を必要とする海外の著作物も少なくありません。保護期間延長を行う場合には、少なくとも、戦時加算制度の廃止または戦時加算対象著作物の消滅後とすることが適当であると考えます。

また、70年に延長するとしても、著作権者不明の場合の裁定制度の改善や、権利者情報データベースの構築等、利用の円滑化のための方策が十分に措置されることを強く望みます

8. 社団法人 日本映像ソフト協会

●該当する項目名：第2章第4節

●意見

1. 「(1) 国会図書館における所蔵資料のデジタル化について」 (40-42頁) について

図書館における所蔵資料のデジタル化が著作権法31条2号により行うことができるかどうかについては以下の点を考慮いただくよう要望いたします。

(1) デジタル化された資料の複製は必要ないこと

国会図書館には、DVDビデオ等のデジタル化された映像資料も納本の対象となっていますから、DVDビデオが納本されている作品の保存には、ベータビデオをデジタル化する必要性はありません。また、DVDビデオ等のすでにデジタル化された映像資料を館内で利用するためには、これをさらに複製する必要もありません。

したがって、著作権法31条2号でデジタル化できる映像資料は限定的であるべきです。本中間整理40頁から42頁の「(1) 国会図書館における所蔵資料のデジタル化について」において、「直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。」とされている資料に映像資料は含まれないことを明記していただくことを要望いたします。

2. 「(2) 国会図書館でのデジタル化された資料の利用について」 (42-44頁) について

(1) 「国会図書館内の利用について」 (42-43頁) について

「本中間整理」では、国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の間でのデータ送信は公衆送信に当たらないとしています。

「国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則」3条では貸出しをしない資料が定められており、その中には映像資料も含まれています。映像資料が貸出しをしない資料とされているのは、映画の著作物には頒布権があり国立国会図書館は頒布権が制限される図書館ではないからだと思われます。原資料であっても他館に貸し出すことができない映像資料をストリーミング形式で他館に送信する必要性は無いと思われますので、映像資料の他館への送信は、例えば公衆送信に該当しないとしても、許容されるべきではないと思われます。

3館でデータ送信できる資料には、映像資料は含まない旨明記していただくことを要望いたします。

(2) 「国会図書館以外での利用について」(43-44頁)について

映画の著作物には頒布権があります。「国立国会図書館資料利用規則」で、映像資料が貸出しをしない資料とされている(45条1項2号、19条1項)のは、そのためではないかと思われます。したがって、映像資料につきましては図書館資料の相互貸借に代わる提供方法に関し著作権の制限をする必要は無いと思われま

す。また、仮に著作権保護技術が用いられている映像資料をデジタルコピーして提供できるとすると、著作権保護技術を用いていることが無意味になりかねません。

したがって、映像資料については原資料の提供も、原資料をデジタル複製したものの提供もできないものと解すべきだと思われますので、その旨明記していただくよう要望いたします。

3. 図書館と著作権制限について

図書館に関する著作権制限は、図書館が非営利事業として運営されていることを前提として設けられたものと思われま

す。ところが、昨今、図書館の運営を外部委託する指定管理者制度により運営されている図書館が現れているよう

このような図書館は「営利を目的としない事業として」という31条柱書の要件を充足するかどうか疑義があります。特に営利企業を指定管理者としている図書館では、指定管理者は「営利を目的とした事業として」運営していると思われま

4. 国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について

再生機器が入手困難となった場合の媒体変換を著作権法31条2号で許容されるとするのは、著作権保護技術を用いて市場に供給している映像資料については、著作権保護技術を用いていることが無意味になってしまいかねません。

したがって、このような場合の取扱いについては、「本中間整理」45頁にも記されているように、著作権の制限によるのではなく関係者間の協議によって解決することが望ましいと思われま

9. 無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)

●該当する項目名：第2章、第3章

●意見

私たちMIAUは、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。

保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。

利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われます。

保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、単に老齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていないのではないかと思います。

利用円滑化方策に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。

民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。

10. 日本美術家連盟

●該当する項目名：第3章 第3節

●意見

「過去小委員会」において、長い時間をかけて審議されてきました保護期間延長の問題が、結局結論を得られず、審議先送りとなりましたことは、保護期間の延長を強く訴える当連盟としましては誠に残念です。

コンテンツが瞬時に世界中を駆け巡る今日では、一国のみで著作権を守ることはもはや不可能です。国際協調がどうしても必要なのです。そして「没後70年」が国際標準になっている以上、日本も「没後70年」に保護期間を延長すべきです。

それが世界の文化を尊重することにもなります。「50年か70年」といった期間の問題に拘泥することなく、「国際協調」の視点から審議されるべきであると考えます。

「没後70年」と「没後50年」の国の中で「20年の差異」があることにより、「没後70年」の国の著作物が日本では自由に使用され、逆に日本の著作物が「没後70年」の国でも50年しか保護されないという不都合、不公平が生じているのです。早急に保護期間を延長してこうした事態を解消すべきです。

美術の分野では2005年に安井曾太郎。2006年に高村光太郎、2007年には小林古径・川合玉堂の著作権が消滅しました。2008年12月31日をもって、日本画の巨匠横山大観の著作権が消滅します。

保護期間延長の問題が先送りされれば、毎年こうした作家の著作権が消滅することになり、このことは誠に忍びがたいものです。作者が全生命を注いで生み出した作品、そして、作者の創作へ対する真摯な姿勢は、時代を越えて人々の心に豊かさや希望を贈り続けています。

我々は「過去小委員会」において速やかに保護期間延長問題が再審議され、欧米並みの「没後70年」が実現することを強く希望します。

●該当する項目名：第4章

●意見

視覚芸術作品の著作者固有の経済的権利である「追及権」が審議の対象とされ、将来、この権利が日本においても創設される道を開いていただくことを希望し

ます。

「追及権」とは、視覚芸術作品、主として美術の著作物の原作品が、美術家自身によって最初の譲渡が行われた後、オークション等の公開の取引においてその作品が転売される毎に、転売価格の一定割合を美術家若しくは相続人が受け取ることのできる譲渡不能の権利です。

「追及権」は1920年、フランスにおいて世界で初めて導入され、現在、世界のオークション市場規模の約半分を占める欧州15カ国で「追及権」が施行され、かつ、世界54カ国の国籍を持つ美術家はその保護を受けています。EU諸国で取引された横山大観の作品には「追及権」が及ばず、藤田嗣治の作品に対しては支払われるのは、藤田がフランス国籍を持つからにほかなりません。EU加盟国は、EUディレクティブにより「追及権」導入が義務付けられており、EUで最も大きな取引市場をもつことから、「追及権」に反対してきた英国も2006年から「追及権」を施行しています。EU加盟国以外では、スイスには「追及権」はありません。また、アメリカではカリフォルニア州にのみ「追及権」が存在します。

追及権料は、各国によって異なりますが、一般的に転売価格の0.25～4%となっています。「追及権」は、美術家が自身の創作によって生み出した価値の一部を享受することを保証するための経済的権利です。「追及権」導入の国々では、この権利は著作権の中に位置づけられています。

美術作品の頒布形態が音楽や文芸分野における作品頒布の形態と異なることから、日本では、原作品がひとたび美術家の手から離れると、美術家はその後原作品がオークション等の公開の取引で何度転売されても経済的利益に与ることができません。

日本美術家連盟では以前、当時の著作権審議会に対し「追及権」の検討を要望しましたが、パブリック・オークションシステムの不備等、美術の取引市場が未発達のため、時期尚早であるとの理由で、検討が見送られた経緯があります。しかし現在は状況が変わり、日本においても公開のオークションが活発に行われており、美術作品の流通に大きな役割を持っています。そういう意味から、我々は著作権分科会の然るべき小委員会で「追及権」創設の審議をしていただく機は熟していると考えます。

なお、「追及権」の適用対象とする視覚芸術作品には美術の著作物の原作品のほか、作家及び作曲家の原稿も含まれおり、したがって「追及権」の導入は、美術のみならず、文芸・音楽の著作者にも経済的利益をもたらすものであります。

最後に、我々は「追及権」の制度創設の方向で、審議されることを改めて希望します。

1 1. 日本放送協会

●該当する項目名：第2章 第3節

●意見

当協会では、以前より放送番組の二次利用を積極的に進めていますが、さらにこの12月からは放送番組のネット配信を行います。このため、多数の過去の放送番組の権利処理を進めていますが、放送当時の権利記録があるにも関わらず実際に権利者の所在等が不明のケースが少なからずあり、その対応に苦慮しているところです。特に実演家については裁定制度そのものがないため、現在、実演家の権利者団体の協力を得て不明権利者を検索し、どうしても見つからない場合は権利者に連絡の取れないままコンテンツを活用する方向での取組を進めていますが、あくまでも民間での取組であり法律上の裏づけがないため、最終的には法的なリスクが残っています。

中間整理では、これらの課題を解決するための新たな制度設計として、A案とB案が提案されています。このうちA案については、事前に検索したことの証明や使用料の支払いが不要のため、B案と比べて利用のハードルが低く濫用が懸念されるため、具体的な制度設計に当たっては何らかの工夫が必要だと考えます。それを前提にしますと、A案、B案とも著作物の円滑な利用につながるものと期待されます。是非とも、これらの制度的な措置が速やかに実施されることを望みます。

1 2. 障害者放送協会

- 該当する項目名：第1章（総論）

- 意見

障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまった。まことに残念で遺憾なことと言わざるをえない。

「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。

- 該当する項目名：第1章、第3章 第3節

- 意見

著作権の保護期間に関しては、現状の障害者等に対する情報保障が不十分な環境のまま延長されることになると、さらに現状以上に悪化することにつながるので賛成しかねる。主に著作権利権者サイドから「諸外国並み」にするようにとの要望が出されているが、まず「諸外国並み」にされるべきなのは、障害者等に対する情報保障の環境整備であると考えます。

- 該当する項目名：第2章 第3節

- 意見

著作権者そのものが不明、著作権者への連絡先が不明、連絡が取れても許諾そのものが拒絶される等の理由から、公共図書館、国会図書館等での障害者サービスに支障が生じている例がある。このことは、障害者の著作物や情報にアクセスする権利が侵害されている看過することのできない事例と考える。障害等の有無にかかわらず、全ての国民が情報や著作物へ自由にアクセスすることを保障する意味からも、著作権法上の規定を作り早急に解決されるべきである。

- 該当する項目名：第2章 第4節

- 意見

著作物のアーカイブ化に際しては、アーカイブされる著作物本体についてはもちろんのこと、アーカイブの公開システムについても障害の有無にかかわらず、すべての人に対してアクセス可能なものとすべきである。

例えばテレビ番組や映画等のアーカイブについては、聴覚障害者等向けの字幕・手話の付与、視覚障害者等向けの音声解説の付与がされるべきである。また書籍など印刷物については、画像ファイル形式のみでアーカイブ化するので

はなく、OCR技術等でテキストデータ化したものも付与されるべきである。

公的な非営利目的のアーカイブはもちろんのこと、営利目的のアーカイブであっても、このことが保障されるよう著作権法上の規定が作られるべきである。

●該当する項目名：第2章 第5節

●意見

自由利用マーク等の意思表示システムは、現状では実効性のあるものとはなっていない。国や地方公共団体、独立行政法人等の出版物やウェブサイト等がまず率先し、このような意思表示システムを活用し広めることで、一般にも周知徹底されるべきである。そのための著作権法上の意思表示システムについての規定が作られるべきである。

いわゆる「コンテンツの二次利用」等について。（5ページ、19ページ、20ページ、22ページ他）

特に「緊急災害時等の著作物利用」について。（※ 今回の中間整理案には「緊急災害時等の著作物利用」として項目立てはされていない。）

障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として放送事業者以外の第三者が緊急災害発生時等に、放映中や放映済みのテレビ番組について、視覚障害者等向けの音声解説や聴覚障害者等向けの字幕や手話を付与して送信することなど、最新のデジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきた。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については著作権法上の制約として限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。

そして、この件については必ずしも個別の限定列挙的な権利制限規定によらずとも、緊急時の人命保護等に関わるという場面を考慮するならば、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定（日本版フェアユース規定）」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものとする。

13. 日本弁理士会

●意見

1. 第2章第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化」について

著作権者が不明の場合に、その許諾が得られず、著作物が利用されないことは文化創造に繋がる貴重なコンテンツが死蔵され、社会にとっても損失となると考えられるので、利用を円滑化するために新たな制度を導入することにまず賛成する。

また、新たな制度としてA案及びB案が併記されているが、当会では、A案、すなわち、「相当な努力をしても権利者と連絡することができない場合には、権利制限規定によって著作物を利用することができるものとする」という制度を基本として検討を進めることが妥当と思料する。

もっとも、A案を基本としても、著作権者の保護と著作物の利用者側の利便性との兼ね合いにより、制度のあるべき姿は自ずと変化すると思われる。例えば、A案では、利用者側に使用料相当額の事前支払が求められていないが、権利者の保護を加味するのであれば、例えば、利用者がこの制度に基づき著作物の利用を行ったことの申請を受け付ける公的機関を設け、当該申請時に著作物の使用料相当額（小額）を徴収し、徴収した使用料相当額は、後に著作権者が判明した場合に著作権者に支払うものとする、当該公的機関は、著作物が利用されたことを何らかの方法で公示するといった措置も検討しておくべきと思われる。

（付帯意見）

なお、本節に関して当会内で示された個別の意見を、付帯意見として参考までに記しておく。

・ (i) 前提について

①誰が著作者なのか分からない場合、②著作権者等から利用許諾を得ようとする際に、権利者の所在情報が十分でないことにより、利用許諾自体が困難になる場合、③「写りこみ」の関係者である場合、とでは、そもそも同一のものとして取り扱うことはできないものと考えられる。それぞれの類型に応じた対応を検討すべきと考える。

・ (ii) 二次利用の円滑化のための基本的な対応策について

①「コンテンツ製作者が責任を持って権利者の所在情報を管理する」、②「権利の集中管理体制の充実・強化により、集中管理団体が権利者の所在情報等を管理する」、③「権利者の所在情報等についてのデータベースを整備する」

などの対策が検討されているが、これらは、すべて「権利者の所在情報」を管理するだけであって、そもそも長期間経過後の問題に対する根本的な解決にはならない。この項目では、長期間経過後に「権利者の所在情報」が不明になった場合の取扱いを議論するべきであって、「権利者の所在情報」をどのように取扱うべきかは、別の場で議論すべきである。例えば、権利者が不明の場合には、その著作物を集中管理する団体が最終的な法的リスクを負担して、第三者の二次利用の可能性を担保するべきである。誰が最終的な法的リスクを負担するかを明確にしない限り、利用に先立って比較的大きな投資が必要とされる場合には、多少でもリスクが残ることによって利用がためらわれる場合が生じ、文化価値の共有・普及や次代の文化創造につながる貴重なコンテンツが一部の所在不明者のために死蔵され、社会にとって大きな損失となるからである。

- ・現行法においては、権利者情報に関するデータベースと、裁定制度とが、主に取りうる措置であると思われる。権利者情報に関するデータベース管理に合う、合わない著作物が存在するため、著作物の特質等を考慮して、著作物の特質に合ったデータベース管理についての対応を検討するべきであるとする。一方、裁定制度においても、手数料等が高い、手続きに時間がかかる、等の問題点が存在する。よって、その著作物利用する程度により従来の裁定制度を利用できる場合と、その裁定の条件を緩和した制度又は規定を設け、この制度又は規定を利用できる場合を選択可能とすることが良いのではないかと考える。これらにより、よりいっそうの利用円滑化が図れば、貴重なコンテンツが権利者所在不明のために死蔵され、社会にとって大きな損失となることも少なくなると考える。

2. 第2章第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化」について

国会図書館において納本された後にデジタル化ができるような法的措置については、小委員会の中間整理に述べられている意見のとおりである。図書館が行う、資料保存目的の図書館資料のデジタル化複製は、当該資料の痛みがひどくない場合であっても、国会図書館が納本された資料について直ちにデジタル化複製できることを著作権法上明確にすべきである。文化の発展という著作権法の法目的に照らせば、先人の文化的所産を後世に伝えることは法目的にかなうところである。また、デジタル化により、将来的な二次的利用に供することができるだけでなく、過去の事実の証拠としても利用できるメリットがある。

国会図書館でデジタル化された資料の利用については、著作権者、現状のコンテンツビジネス提供者との利害調整の観点から、利用できる場所を国会図書館や他の図書館に制限するといった慎重な対応が必要と思料する。しかし、利

用を容易にするために、メタデータについては、インターネットから閲覧できるようにしていただきたい。

もともと、将来的には、デジタルデータを図書館利用者に提供できるようにする点についても検討されるべきである。確かに、当該資料において指摘されているように、従来の紙媒体と異なり、デジタルデータは複製の完成度の高さや容易さから、著作権者の利益を害する可能性の高いものである。しかし、現在でも31条1号により提供を受けた利用者がそれをスキャンすれば容易にデジタルデータは作成できるのであり、あえて有形物（紙媒体）に限定する意味は従来に比して相対的に低いと言える。例えば、一定期間経過後の著作物に限ることや、補償金制度を設けることにより、著作権者の利益の保護を図りつつ、利用者への図書館アーカイブを利用者へデジタルデータにより提供することも認められてよいのではないか。

3. その他の意見

以下は、当会内でも賛否両論があり、集約には至らなかった個別の意見である。あくまで、参考として記すものである。

(1) 第2章第2節 「多数権利者が関わる場合の利用の円滑化」について

- ・「共同実演」を定義し、「共同著作物」の規定が適用される範囲を明確にすることの必要性は低いと考えられる。これにより、仮に放送番組全体が「共同実演」であり、ひとつの実演ととらえたとすれば、放送番組の一部を部分使用しようとする場合に、当該部分に録音・録画されていない他の実演家の許諾をも得なければならないという問題も予想され、必ずしも実演の利用の円滑化に促進すると一概には言えないのではないか。

- ・「共有著作物」における許諾が得られない場合の「正当な理由」について、その判断基準を示すことは望ましいことではあるが、それぞれの事案により事業が異なり、理由の正当性を一律に判断するのは困難に思われる。むしろ、そのような判断基準がない方が、個々の事案に即したきめ細やかな判断が可能となる。また、実務の現場では、実演の二次利用が拒否されるというより、権利者の連絡先が不明となり、許諾を求めることができない事例が多いとのことなので、現時点では、権利者不明の利用円滑化についてのみ議論検討を進めるべきである。

- ・その他、実演を円滑に利用できるような方策について。立法論として提示されている種々な方策は興味ある内容であるが、いずれも一長一短があり、現時点ではこれ以上の検討は不要と思われる。今後の状況の変化や他国の取り組み等も踏まえ、改めて検討すべきである。

・本「中間報告」の第14頁の中段には、『もつとも、例えば「実演のできが悪かったから」という理由であっても、その実演家の位置づけによっては必ずしも正当な理由とはいえない可能性もある。……まだ知名度も低く端役で出演しているにすぎない俳優が同じ理由で許諾をしないような場合であれば、「実演のできが悪かったから」だけでは正当な理由とは認められないとの考え方もあり得る（注6）。……このことについては、社団法人日本経済団体連合会・映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会「映像コンテンツ大国の実現に向けて」（2008年2月25日）においても、関係者の合意事項として「実演家について、主役級や準主役級の出演者は別として、それ以外の出演者がネット提供に反対した場合には、可能な限り権利者団体等が説得に当ることとする。」とされている。』とある。しかし、主役・準主役と端役とを一律に区別して考えることが妥当ではない場合もあり得ると思われ、上記の記載部分ではこの点への配慮が求められてもよいのではなかろうか。例えば、端役者の権利を擁護する側の意見も引用するといった配慮があってもよい。

・多数権利者が関わる放送番組について、一部の許諾が得られずに問題となる類型は、放送番組が、(1)共同実演から構成される場合、(2)複数の単独実演（共同実演に該当しない実演）から構成される場合、(3)これらの組み合わせから構成される場合の3つに分類できる。この類型ごとに対処を検討した方がまとまりやすいのではないか。類型(1)については、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理（以下、中間整理）において、共同実演の概念の導入による対処について触れられているが、共同著作の定義については、著作隣接権が著作権とは別概念のものであるので、必ずしも共同著作と同様に考えなくてもよく、中間整理で問題として指摘されている分離不可分性の要件については、実演の多様性からも共同実演の要件に含めなくてもよいとも考えられる。これにより、適用対象の幅が広がるので、利用円滑化の促進に資する可能性がでる。類型(2)については、裁定制度には利用円滑化の促進に一定の効果が期待できるので、条約と抵触しない範囲での裁定制度の創設をより検討すべきである。また、実演家の録音権、録画権については、貸与権（著作権法95条の3）と同様に、一定の期間が経過（例えば、本人の死亡）した場合は、報酬請求権に代わるような規定を創設することも考えられる。規定の創設に問題が多いなら、利用円滑化の促進のための特則として位置付け、例えば、第三者が利用しようとする実演が上記類型の場合にのみ適用する規定とすることが考えられる。類型(3)については、類型(1)、(2)に対する対処で対応が可能となる。なお、放送番組の一部を利用する場合であっても、当該一部を上記類型に

分類できるので、上記同様の検討で足りると考えられる。

(2) 第3章保護期間の在り方について

本章に関しては、利用者と権利者が対立している現状があり、当会でも多数意見を見い出せる状態ではないことから、意見を述べる段階ではないと考える。

1 4. 日本商品化権協会

●該当する項目名：第3章 第3節

●意見

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」のうち著作物の保護期間の在り方について次の通り意見を提出します。

昭和45年(1970年)以降の改正で、著作権は写真の著作物が死後50年(平成8年改正)、映画の著作物が公表後70年(平成15年改正)、著作隣接権についても行為後50年(平成3年改正)と延長されてきた。

改正経過を鑑みると概ね国際調和と自然人の長寿化が主な理由である事は間違いない事実である。ベルヌ条約の基準を充たしている、アジア諸国は50年が多い、延長により著作物の継承者が多岐に亘り利用の際の権利クリアが困難になる等、保護期間の延長には様々な反対意見もありそれぞれに一定の理由がある。が近年の著作権問題は財産権の側面で議論される事が多い。元来、著作権法は創作者の権利(利益)保護を目的にしているのであって著作権者にとって保護期間の延長は何の不都合も無い。

既にベルヌ条約加盟国の4割以上で条約義務よりも長い保護期間が設定されていると言う。今後もこの趨勢は変わらない。何年延長すれば適当かを検討するに当たっては、EU圏、アメリカなどが一般の著作物の保護期間について死後70年としていることが重要な指針と考えられる。それらの国々で保護期間を延長したことによる弊害を特に聞いたことはない。

保護期間の延長に関してはこの十年来貴小委員会での議論を多とすべきであるが、末節の異論のため結論を得られないでいる。ベルヌ条約自体が著作物について諸国の調和を図るために締結されたものである。技術手段の発達による利用容易性と利用範囲の拡大等著作物の存在環境や経済価値は急速に変化している。この変化に対応したのが保護期間70年である。国際ハーモニーゼーションの上からも保護期間の延長を期して頂きたい。

当業界は、主として漫画、イラスト、アニメ、ゲームソフトなどのキャラクターを商品化する事業者で構成されており、これらの商品化権の保護は永続可能な商標権によれば良いとの意見も出されている。しかし、現実の侵害品は商標を意識的に使用(盗用)しない物品が多数存在する。これには国ごとの登録などの方式を要さない著作権で対処する方法最も有効である。従って著作権の保護期間の延長が強く望まれ、これにより商品化権者はもとより、著作権保有者の財産権的側面をより一層支援する事が可能となる。

15. 社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

- 該当する項目名：第2章 第3節

- 意見

既存の著作物利用に際し、現行の裁定制度による解決では負担が大きく、時間がかかりすぎることに鑑み、権利者不明の場合の利用円滑化を促進する制度を整備することについては賛成いたします。

現行の裁定制度における最大の負担は、権利者探査のための「相当な努力（著作権法67条1項）」にかかるコストが高すぎる点であり、本文言が抽象的であることから要件を充足する量的・時間的労力が想定できないこと、また、その労力にかかる金銭的負担も大きいことと考えられます。

確かに、権利者保護の観点から、十分な調査や許諾を取る努力は必要であると思いますが、現行の裁定制度が上手く機能しておらず、結果として著作物の利用を妨げているのであれば、著作権法が目的とする保護と利用のバランスを崩すこととなってしまう可能性もあります。

現在、本小委員会におかれましては、「権利制限」「第三者機関による免責」の両案が検討されているところですが、何れの案を採用するにしても、本文言を残すのであれば、「相当な努力」に関して、IT等の活用（例えば、「権利者探査ポータル」の設置など）も含め、一定限度の方針を規定（ガイドライン等でも可）していただきたいと考えます。

- 該当する項目名：第3章

- 意見

当協会といたしましては、2007年5月に本小委員会において意見発表いたしました際に主張したとおり、当協会会員社にアンケートを行ったところ、権利者の立場であると同時に利用者としての立場でもあり、拙速に回答できない等の理由により立場を保留する会員社が多かったことから、著作権の保護期間を延長するか否かの判断に関しましては保留いたします。

16. 社団法人 日本図書館協会

●該当する項目名：第2章 第3節

●意見

図書館においては、郷土資料や過去の雑誌論文のように、権利者が不明な資料を多数所蔵しているところ、その公開の一手段としてこれらの資料のデジタル化とネットワーク上での利用が進むものと考えられる。

この場合、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」事業の例にも示されているように、現在の裁定手続は非常に煩雑な仕組みとなっており、補償金よりも裁定に係る事務経費の方が膨大な額となっている。これらの裁定に係る事務経費を補償金に回した方が、著作権者の保護にとっても有用であるはずである。

ここに示されたA案もB案も、このことについて解決策を示したものとはなっておらず、どちらの案を採用したとしても、現在の裁定制度がはらむ問題の解決策とはならない。

利用者が裁定制度をもう少し気軽に利用することができるよう、裁定手続の円滑化につき、再検討なされることを望むものである。

●該当する項目名：第2章 第4節

●意見

この節に記載されている見解、意見等については概ね賛同する。これらの見解、意見等が最終的にとりまとめられる報告書に確実に盛り込まれることを要望するものである。

ただ、国立国会図書館がデジタル化した資料の利用についての慎重な検討が必要との結論付けの理由として掲げられている、「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」であるが、このような、書籍流通システムの抜本的変革を伴わない限り実現しないような事態の実現可能性は極めて低い。この指摘を含め、実現可能性が極めて低いと思われる仮定に引きずられた挙句、せっかくデジタル化した資料の円滑な利用が阻害されることのないよう、検討を進めていただくよう要望する。

なお、「(3)国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について」(44-45 ページ)について、国立国会図書館以外の図書館等で所蔵資料をデジタル化することについては著作権法 31 条 2 号の解釈として「不可能でない」とする一方で、「関係者間の協議によって議論を続けることが必要である」としている。これだと著作権法 31 条 2 号で解釈することができるという結論なのか、

関係者の協議で解釈を確定する必要があるという結論なのかが不明確である。著作権法 31 条 2 号の解釈として可能なのであるなら、そのように明確に記載すべきであって、関係者の協議に委ねるといふ誤解を生むことのないようにすべきであると考えます。

●該当する項目名：第 4 章

●意見

貴小委員会でのこれまでの論議を検討すると、明らかに延長に慎重な委員の意見の方が説得力があるように思える。このような意見を踏まえ、適切な結論を貴小委員会として採用していただくよう、要望する。

17. 社団法人 日本印刷産業連合会

●該当する項目名：第2章 第3節

●意見

権利者不明の著作物を利用するための制度について、現行の裁定制度の手続についての運用改善や新たな制度の創設などによって、利用者の利便を考慮した、より簡便な仕組みを目指した検討の方向性に賛同します。

印刷業界におきましては、発注元から支給された印刷原稿を単純に印刷する業務を請け負うのみならず、印刷業務の発注元に代わって、印刷原稿に含まれる著作物等の権利処理を行うことが多い実態がございます。

特に企業の年史制作や学術・文化的所産のアーカイブ、過去の出版物の復刻版の発行などを行う場合、権利者不明の著作物の取扱いが非常に大きな課題となります。一般に、印刷物のコンテンツ作成から印刷物の発行までは、大変短い期間で行わなければならないことが多く、素材に含まれる多くの著作権の処理を非常に短期間のうちに完了する必要があります。そのような中で、現行裁定制度のごとく綿密な権利者探しの負荷がかかり、その処理に標準3ヶ月を要すという実態は、ビジネススピードと、コストバランスにおいて極めて不均衡を生じ、現実的でないといわざるを得ません。

制度設計そのものの在り方も重要ではありますが、制度利用における運用面での利便性を確保することが重要であると考えます。

例えば、権利者の調査においては、通常期待される程度の合理的な調査を実施したにもかかわらず、著作権者が判明しない場合、速やかにその利用が可能となるような仕組みなどが考えられます。

権利者不明の場合の利用の円滑化について、新しい法律の制度設計のいかんにかかわらず、実運用における利便性を念頭に検討いただくことを強く希望します。

18. 社団法人 電子情報技術産業委員会

●該当する項目名：第3章

●意見

P.25 3. 今後の対応方策 (1) 基本的な考え方で述べられているとおり、権利者不明の場合として対応が求められる事項のうち、単なる「写り込み」の場合の扱いについては、問題の本来的性格、民間で可能な対応方策の限界に照らし、セーフティネットとしての制度的措置ではなく、権利制限の見直し等により対応を考えていくべきとの検討結果に賛成いたします。権利制限見直しの方向での検討にあたっては、ドイツ著作権法第57条「重要でない付随物」の規定を参考として、より具体的な検討が深められることを希望いたします。

19. 協同組合 日本シナリオ作家協会

●該当する項目名：第3章 第3節3（4）

●意見

たとえば今、五百円玉一個を握りしめて町へ出ると、過去の名作映画のDVDが簡単に手に入る。しかしうちに帰ってそれを見ると、愕然とさせられる。

いつどこでどんな素材をコピーしたものであろう。画像は劣悪、カラーだと色調は整わず音質もサイアクで、更にひどいのになると、平気で線状の傷が入っていたりする。

シーンがカットされていたり台詞が改変されててもおかしくはない。

これが流通最優先、商売第一で世の中に出回った著作権切れ作品の実態である。その昔、製作に携わった人間の誰がこんな無惨な状態で作品が人の目に晒されることを想像したであろうか。その大半は泉下の住人だろうが、出来るなら化けて出たいに違いない。

我々が扱う脚本は、映像を前提にした創作物なので中々その改変（改悪）実態が見えにくいので、映画の例をひいてその惨状を記した。著作権の保護期間が切れると、こんな絶望的な作品が巷にあふれ返るのだ。

五十年から七十年の保護期間の延長は当然である。

20. 社団法人 日本音楽著作権協会

1 第2章「過去の著作物等の利用の円滑化について」第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」及び第4章「議論の整理と今後の方向性」(1)に対する意見

(1) 主旨

現行の裁定制度に代わる新たな制度を整備することは、過去の著作物等の利用を円滑化する上で有益であり、実現に向けて検討を進めるべきであると考えます。その際、全体としての保護と利用とのバランスを適切に調和させることが重要ですので、保護期間延長の問題から切り離すことなく、一体的に議論をすべきであると考えます。

(2) 理由

現行の裁定制度については、平成17年度に手続の簡素化が行われましたが、手続に要する費用及び時間の面でなお改善の余地があります。また、著作隣接権の権利者不明の問題を民間の取組のみによって解決することには限界があります。これらを踏まえて、著作権及び著作隣接権の双方を対象とする新たな制度を整備することは、過去の著作物等の利用の円滑化を図る上で有益であると考えます。

中間整理では、そのような制度として、外国の事例も参考にした上で、A案（権利制限）及びB案（免責）の二つを例示しています（29ページ）。しかし、イギリスやアメリカで検討されている制度（補償金等の事前の支払いを不要とするものなど）は両国における権利の強さを前提として立案されたものですので、権利の強さの重要な要素である保護期間の相違を顧慮することなく、権利を弱める方向に働く部分だけを切り取って我が国に持ち込めば、全体としての保護と利用のバランスを失する結果となります。

98ページに記載されたとおり、小委員会においては、権利者不明の場合の利用の円滑化は保護期間延長の有無にかかわらず実現すべき課題であるとする意見も出されました。しかし、権利の強さの異なる外国の事例に範を求める形で権利を弱めることとなる制度の導入を検討する場合には特に、部分的な議論は避け、全体として保護と利用のバランスを調和させるよう、権利自体の強さについても一体的に議論を進めるべきであると考えます。

2 第3章「保護期間の在り方について」に対する意見

(1) 主旨

保護期間延長はあくまでも文化の問題ですので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置かなければなりません。経済面の議論に終始すると問題の本質を見失います。

(2) 理由

優れた著作物は、時代を超えて国民に愛され、誇りとされる文化資産であり、その文化的価値は、たとえ千年たっても変わるものではありません。紫式部やシェークスピアのような著作者は、その母国のみならず世界の文化資産にとっての恩人であるといっても過言ではなく、多くの人々から敬愛されています。

しかし、昨今、保護期間の延長に反対する議論を見ると、許諾を得るのに手間がかかるとか、著作者の子孫がこれ以上利益を享受するのは不当であるとか、二次的著作物の創作に不都合であるとか、はなはだ身勝手なものが多く、地下に眠る恩人に対して敬意を欠いているといわざるを得ません。

確かに、時代を超えて人々に愛される著作物は、全体からすれば極めて少ないかもしれませんが、しかし、少ないからこそ、その文化的価値は大切にしなければなりませんし、新たな名作を生み出すサイクルを活性化することが重要なのです。この点を意識しない経済論は問題の本質を逸らすものであるというほかありません。

3 第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」に対する意見

～78ページ「2 国際的な制度調和の観点」及び91ページ「7 ネット時代における情報流通の在り方との関係の観点」について

(1) 主旨

我が国がいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、文化の侵略ともいうべき事態を生じさせてしまうことを避けるためには、保護期間を我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等と同様の「死後70年」にして、「20年の段差」を解消すべきです。

(2) 理由

情報が瞬時に国境を越えて流通するネット時代においては、文化・産業の両面で交流が密な諸外国と著作権保護の枠組みの主要な部分を調和させる

ことが、権利の実効性を適切に確保する上で、これまで以上に重要になります。

例えば、欧米諸国等を本国とする著作物について、本国等では著作権が存続しているのに日本では消滅している場合が生じており、そうした作品が日本でアップロードされ本国等でダウンロードされると、我が国はいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、本国等におけるエンフォースメントに悪影響を及ぼすこととなります。そして、そうした作品について、国内の事業者等が送信可能化した上で欧米諸国等のユーザーに配信する事業を展開した場合には、著作物使用料の負担がない分だけそれらの国の配信事業者との競争において優位に立つことにもなります。

また、著作者の死後50年が経過して我が国ではパブリックドメイン化した欧米諸国等の著作物を原著作物とする二次的著作物が国内で創作され利用された場合、「20年の段差」があるために、原著作物の著作権者には何の利益も還元されない一方で、二次的著作物の著作権者は消費者の支払った代金から著作物使用料収入を得ることとなります。

これらの事態は経済の侵略であると同時に、文化の侵略ともいうべきものです。国家の在り方の問題として、我が国がそのような事態を生じさせてはなりません。

4 第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」に対する意見②

～81ページ「4 創作意欲への影響の観点」及び86ページ「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」について

(1) 主旨

保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々のクリエイター及び関係者全体の創作意欲に好影響を与えると考えます。

(2) 理由

上記1で述べたとおり、保護期間延長はあくまでも文化の問題ですので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置くべきです。その意味では、86ページ以下の「コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」は一考に値すると考えます。

パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛

される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要です。

中間整理には「民間のコンテンツ産業による文化の下支えにどこまでの役割を求めるのか、どこまで公的な支援によって文化振興を行うのか」という問題提起がありますが（87ページ）、新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とすべきです。その上で、市場での自活が難しい分野に限って公的な支援を行い、公演等の機会を保障すべきであると考えます。

保護期間の延長によって文化創造サイクルの原資をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する（プロフェッショナルとして創作活動に専念する）機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなります。

5 第3章「保護期間の在り方について」第4節「関連する課題」に対する意見

～96ページ「3 いわゆる「戦時加算」について」について

(1) 主旨

戦時加算は、保護期間延長の有無にかかわらず、解消に努めるべきものであり、一方、保護期間については、上述のとおり、国際的な制度調和の観点等から延長すべきものであると考えます。

(2) 理由

我が国のコンテンツビジネスの市場規模は戦時中とは比較にならないほど拡大しており、連合国側の著作権者に対しては逸失利益をはるかに上回る利益が既に還元されたはずです。戦後60年以上が経過した現在、我が国に片務的に課せられた戦時加算をこれ以上存置すべき理由を見出すことはできません。

しかも、戦時加算は、過去の著作物の円滑な利用を阻害する要因の一つに

もなっています。加算する日数が、平和条約の批准日やベルヌ条約等による著作権保護関係の開始時期によって国ごとに異なるだけでなく、著作権の発生日や移転の有無によって同一の著作者についても作品ごとに異なるため、これを正確に特定するには国外の関係先に古い資料の提供を依頼するなど煩瑣な調査が必要となるからです。

一部の外国著作物についてのみ変則的に保護期間が加算される状況では、本来の保護期間の長さにかかわらず、真の国際的調和を実現することはできません。保護期間を欧米諸国等と同等の「死後70年」に延長することで「20年の段差」を解消する一方で、戦時加算についてはその「20年」の中に吸収する方向で実質的な解消を図るべきです。

2 1. NPO法人 ソフトウェア技術者連盟

●該当する項目名：第2章 第2節・第3節

●意見

多数関係者や権利者不明にとどまらず、承諾に変わる裁定を法制度化するべきである。

著作権法が文化の発展に資するのは著作物が公開されるからである。正当な対価をもってしても公開流通を拒否することは文化の発展の観点からは望ましくない。

現在、部分的に限定されており、供託を要件とする裁定の制度を改めて、弾力的かつ一般的な制度とすべきである。また、一般的に裁定利用が不可能としても登録された著作物については裁定利用を可能とするとともに、登録されない著作物については、権利行使の範囲を制限することが望ましい。

●該当する項目名：第3章 第3節

●意見

1 我が国の著作権法は、様々な著作隣接権などによる複雑な制度が設けられており、権利関係が煩雑になりがちである。さらに、カラオケ法理などの拡張解釈が問題視されている中で、権利保護期間を延長することはこのことに拍車をかけるものである。

諸外国は、フェアユースの規定や解釈等により適法とされる場合が弾力的であるなど、流通促進のための制度が設けられた上での保護期間の延長の議論がなされており、我が国のような権利制限事由が不十分な法制度の下で保護期間を延長することは、権利者を不当に保護するだけになる。

フェアユースなどの流通促進規定の創設が先であり、これらの問題が解決された上で著作権保護期間延長の議論が俎上に上るべきである。

2 著作物は創作に対する対価を与えることで文化の発展を目指すものである。そもそも、多くの著作権者は、創作時に孫が保護されるかを重視するものではない。著創作性に関与しない遺族に対してまで報酬を与えることは慎重に考えるべきである。

著作物の保護は孫の代までの保護であるが、著作権者の遺族には著作権者が許諾料で得た収入を相続することができる。つまり、著作者の孫には、先代及び先々代からの遺産に加え、自己の世代の収入まで与えることになり過度の保護となりかねない。

現在の企業中心の著作権ビジネスを考えたとき、孫の代云々の議論自体が時代遅れである。

3 著作権の保護期間延長は新たな創作を阻害するという弊害がある。また、著作権が懲役10年以下という厳しい刑事罰が設けられており、安易な保護期間延長は、刑事罰の威嚇による創作の否定ということに成りかねない。

著作権保護の議論は、刑罰規定の見直し無しに進められてはならない。特に、日本の著作権法は、共同著作権者の一人が反対していれば、利用者が刑罰によって処罰されかねない。利用者が犯罪者になる現行法は著しく流通を害することになる。

●該当する項目名：第3章 第4節

●意見

1 映画著作物について、死後70年とすれば、著作権者のすべての生死を確認することになり、管理は事実上不可能になるため、死後70年とすることは反対である。

さらに映画の著作物については、原著作物の範囲が必ずしも明確ではなく、映画自身の著作物が切れていても、音楽の著作物について切れていないので、利用不可能ということも考えられる。映画著作物について発表時から70年とする以上、これらの範囲も明確にされたい。

2 著作隣接権について、レコードに関する権利や放送事業者の権利は、現在のコンテンツビジネスを見れば契約によって保護すれば足りる。保護延長は全く必要性が見出せない。

22. 日本著作権団体協議会

●該当する項目名：第3章 第3節

●意見

著作権の保護期間延長を強く訴える著作権団体の立場から意見を述べさせていただきます。

著作権保護期間延長の問題については、これまで「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において活発に討議が行われてきましたが、議論が膠着状態になり、結局結論が得られないまま先送りとなったことは誠に遺憾です。

そもそも、この著作権保護期間の延長問題は、「没後50年か70年か」といった期間の長さの是非をいくら議論したところで、大した意味を持つとは思えません。大事なことは「デジタルネットワーク化時代における国際協調の不可欠性」の視点に立って審議されるべきです。

コンテンツが瞬時に世界中を駆けめぐる今日にあっては、もはや一国のみで著作権を守ることは困難であり、国際的な協調が不可欠なことは疑う余地のないところです。そうであるなら、コンテンツの流通が最も盛んな先進諸国において「没後70年」が国際的標準となっている以上、「50年か70年か」に徒に拘泥することなく、日本も早急に保護期間をこの国際レベルに合わせるべきです。そのことが又、日本の文化のみならず、世界の文化を尊重する道でもあります。

日本と欧米の間に、保護期間に「20年の差」があることによって、不都合、不公平な事態が生じています。これはどうみても正常な姿ではありません。日本の保護期間を国際標準にハーモナイズさせて、こうした事態の解消を早急に図るべきです。

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」における延長反対派の発言を見ますと、著作権制度の根本的理念ともいえるべき「多大な精神的活動の所産である著作物とその生みの親である著作者に対する尊敬」の念がはなはだ希薄であり、文化を尊重し、文化を尊重し、守り、育てていこうという心が全く欠けているとしか思えません。

もとより我々著作者は、コンテンツの適正で盛んな流通を待望しています。しかし反対派の意見が、その流通や経済的な視点にのみ終始していることに対して失望の念を禁じ得ません。また、文化・芸術作品を流通させ、消費する「物」のように扱う主張には、大きな危惧を抱かずにはられません。

このような状況が、昨今見られるような、著作権の権利を益々制限することによってコンテンツの自由な流通を加速させようとする動きに通じていると思われるからです。

最後に、我々はこの延長問題が速やかに再審議されることを強く要望するとともに、改めて著作権の保護期間延長を強く訴えます。

23. IFPI（国際レコード産業連盟）・RIAA（アメリカレコード協会）

- 該当する項目名：第3章 第4節
- 意見

日本でレコードの保護期間が延長されたならば、日本の経済やクリエイターらに多大な利益をもたらすことになる。保護期間を延長することによって、日本の著作権法も、保護期間延長に向けた国際的潮流と軌を一にすることになる。また、音楽産業に対する国内・海外投資が更に活発になり、経済的にも貢献するであろう。結果として、保護期間延長により、さらなる産業の発展と雇用の創出が促され、また50年代・60年代に製作された日本の古いレコードが引き続き保護されることになれば、そのクリエイターや日本文化にとっても利益となる。また、日本企業が国際的なマーケットでより平等な立場で競争できるようになるほか、日本のクリエイターが、すでに保護期間延長を実施した諸外国から新たな収入源を得ることにもなる。

背景

IFPI ならびに RIAA は、文化庁過去著作物等の保護と利用に関する小委員会の中間整理にコメントが出来る機会を光栄に思う。

IFPI（国際レコード連盟）は、世界中のレコード産業を代表する組織であり、ヨーロッパ・北南米・アフリカ・アジアの72カ国において、1450以上のメンバーを擁している。加盟社はメジャーの多国籍レコード会社や、数百ものインディペンデントレコード会社まで、日本を含む世界中の大小さまざまなレコード会社が存在する。RIAJ（日本レコード協会）はIFPIの日本支部団体である。

RIAA（アメリカレコード協会）はアメリカのレコード産業を代表する組織であり、国務省・通商代表部・商務省その他知的財産の国際的保護を所掌する政府機関とも極めて密に連携しながら活動を行っている。

文化庁過去著作物等の保護と利用に関する小委員会が保護期間延長に関して中間整理を公表したことについて、我々は注目している。そして中間整理の非公式訳を精査したが、今回の中間整理は結論に達しておらず、本件を継続審議に付している。我々の意見提出の目的は、レコードの保護期間延長が日本の創作産業と日本経済に利益をもたらすことを強調し、中間整理に記載されている保護期間延長の反対意見に応えることにある。

I. レコードの保護期間延長によって、多くの諸外国の法律と日本の法律の調和が可能となる。

近年、多くの国がレコードの保護期間延長を行っている。アメリカではレコードは 95 年間保護されており、多くのラテンアメリカ諸国では 70 年以上である（ブラジル 70 年、チリ 70 年、コロンビア 70 年、エクアドル 70 年、メキシコ 75 年）。アジア太平洋地域では、シンガポールとオーストラリアはともに 70 年であり、フィリピン等の他国でも保護期間延長が検討されている。ヨーロッパでは、現在検討中の欧州委員会提案が、全EU加盟国のレコード保護期間を 95 年に延長することを求めている。上記のとおり、レコードの保護期間延長は国際的潮流になりつつあり、アジア地域を含む多くの地域が今後続いていくだろうと思われる。しかしながら、日本法は実演家・レコード製作者の保護期間が現状 50 年とされており、国際的潮流に名を連ねていない。著作権保護は各国で異なる要素を持つことは事実（1 ページ目、ポイント (e) ²⁾）だが、これは保護期間といった特定の要素について他国との調和を避ける理由にはならない。より長期の保護期間を有する他国との調和を図らず、保護期間を延長しない場合は、他国のレコード製作者・実演家に比べて日本のレコード製作者・実演家に多大な不利益を与えることとなる。

II. 保護期間延長は日本のレコード産業の発展に寄与する。

世界市場において、レコードの保護期間延長は、自国のレコード会社が国際的に事業を展開し、競争していくための重要な要素である。アメリカが保護期間を 50 年から 95 年に延長した際、アメリカ政府は自国レコード産業の資産価値を大いに引き上げた。日本のレコード保護期間延長は、自国レコード産業の価値を世界的に増大させることにつながり、自国レコード産業の発展に寄与する。

III. 保護期間延長は自国文化の利益となる。

ある国の保護期間が延長されれば、レコード製作者は、そうした国のテイスト・需要に合ったレコードを製作するインセンティブを得る。したがって日本の保護期間延長は、自国市場をターゲットとし、また自国のテイストに合った、新たなレコードを製作する強い原動力となる。このようにして、自国文化の発展

²⁾（訳者注）中間整理 78 頁「第 3 章第 3 節 2 国際的な制度調和の観点 a 保護期間の実効性の確保」に対応

に寄与することとなる。一方で保護期間を延長しない場合は、保護期間の長い他国マーケットの消費者に訴求するレコードを製作するインセンティブとして作用し得る。

IV. 保護期間延長は日本における新たなレコード製作につながる。

レコード会社は新たなレコードを製作し市場に出すために、過去のレコードから得られる収入を用いている。新人を育成するため、レコード産業は収入の最大17%を投資している。日本で保護期間が延長された場合は、再投資の好循環が促進されることとなる。また、新人発掘や新たなレコード製作に対する継続的投資を金銭面で後押しすることになるほか、再投資によって自国経済・文化に利益がもたらされることを担保する。経済学者の Stan Liebowitz 教授が行った最近の調査では、ヨーロッパが95年へ延長した場合、レコード産業の収入は現在価値にして3%から10%増大し、新たな作品創作に好影響を与える可能性が高いことが示されている。一方で、日本が保護期間を延長しない場合、国内の才能ある人々は国内でレコード製作することを思いとどまり、その代わりに、より長期の保護期間を有する他国でレコードをリリースすることとなる。

V. 保護期間延長によって、日本のレコード製作者・実演家は海外での競争でも不利な状況に置かれないことが保証される。

日本以外の他国がより長い保護期間を有する結果、日本のレコード製作者・実演家は、他国での保護を求める際に不利益を被る。なぜなら、長い保護期間を有する多くの国が、海外権利者に対しては相互主義に基づいて保護期間を付与しており、保護期間が50年になっている国の国民は、より長期の保護期間を有する他国においても、長期の保護期間に与えることはできない。

VI. 保護期間延長は権利者による旧譜の利用を促進し、過去のレコードのリマスタリングを誘引する。

保護期間延長によって、広範なジャンルの多種の音楽が消費者に提供され続けるようになる。レコード製作者は過去のレコードをデジタル化したり、保護期間が切れてしまえば死蔵されてしまうレコードを公衆に提供し続けたりする原動力を得る。以前は店頭の本棚の容量に限りがあったことから不可能であったが、オンライン配信によって今日のレコード会社はあらゆる旧譜を提供することが可能となった。日本で保護期間が延長された場合、古いレコードの流通は促進

され、旧譜、専門ジャンルやニッチな音楽を消費者に提供する新たな方法の開発が促される。

VII. 過去のレコードがパブリックドメイン化されても、消費者に対する販売コストの低減にはつながらず、革新的な利用にも寄与しない。

保護期間が延長されたとしても、消費者に対する販売コストは高くない。これまでに実施されたあらゆる調査を参照しても、レコードの値段はその年数と人気によって設定されており、著作権保護の有無によって影響を受けることはない。さらに、著作権保護の終わった過去のレコードを再発買しても、それが革新的な利用ではないことを認識すべきである。パブリックドメインのレコードを商品化する会社があるにせよ、文化的コンテンツの創作を促すことはない。なぜなら、レコード製作者と違って、そうした会社が新たなレコード製作や新人育成に投資することはないからである。単にパブリックドメインのレコードを再リリースすることを「革新的利用」（整理案の2ページ目、3ポイント目に記述³⁾）と考えることはできない。

VIII. 日本の実演家は、彼らがもっとも保護を必要とするときに保護を与えられるべきである。

日本の人口統計推移が、保護期間延長の正当性を物語っている。寿命が長くなってきている中、僅か50年の保護期間では、日本の実演家は自らのレコードがパブリックドメイン化するのを存命中に目の当たりにすることとなる。一方で歌詞・楽曲の作詞・作曲者は死後50年まで保護されるため、相続人にまで利益が及ぶ。多くの場合、実演こそがその曲を有名にし、成功させている。また多くの場合、人々は作曲者よりもむしろその曲を歌ったアーティストを記憶している。実演家に対して、存命中のうち最も保護を必要とする時点においてレコードからの収入を保証することは、公正の観点に過ぎないのである。

IX. レコードの保護期間と映画著作物の保護期間の不一致を是正すべきである。

2004年、日本は映画著作物の保護期間を公表後70年に延長したが、一方でレコード製作者と実演家の保護期間は50年のままである。映画製作者に係る保護期

³⁾（訳者注）中間整理88頁「第3章第3節6 公有による文化創造サイクルへの影響（1）パブリックドメイン化による利用の促進」に対応

間に比べてレコード製作者や実演家の保護期間を短くすべき理由はどこにもない。

X. 保護期間延長は日本の古いレコードに利益をもたらす。

50年代後半や60年代に日本で製作されたレコードが保護期間切れを迎えつつある。こうしたレコードは、日本の文化遺産の一部を形成しており、そのクリエイターや日本文化に利益をもたらす意味でも保護されるべきである。保護期間が延長されれば、これらのレコードが引き続き保護され、パブリックドメインにならないことが保証されることになる。

XI. 保護期間延長に関するあらゆる折衷的措置や義務は、既存の国際的義務に合致する必要がある。

中間整理（3 ページ目⁴）では、保護期間延長に係る措置を含め、多くの「折衷的提案」が記載されている。例えば、中間整理では「登録制」の提案が示されており、レコード保護期間の延長を希望するレコード製作者は当該レコードを登録し、登録費を支払うことが求められている。このような措置を創設するためには、日本が加盟している国際約束に規定された義務に违背しないよう注意する必要がある。特に、登録手続は「方式主義」に該当するものだが、これはWIPO条約を含む国際著作権法で禁止されている。もし日本が保護期間延長に係るあらゆる利益について、一定の政策目標の達成を望むのであれば、登録制でなくとも、既存の知的財産権の範囲を縮小することのない多くの措置を検討することも可能である。IFPIとRIAAは、日本が政策目標を達成するのに役立つ措置の検討に喜んで貢献したい。

以上

⁴（訳者注）中間整理 92 頁「第 3 章第 3 節 8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」に対応